

「宮城県台風18号等災害義援金」募集要綱

社会福祉法人宮城県共同募金会

1 趣旨

台風18号等による大雨により家屋の浸水や倒壊等の災害が発生し、仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、松島町、大和町、加美町、涌谷町に災害救助法が適用されました。

宮城県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被災を受けられた方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

宮城県台風18号等災害義援金

3 受付期間

平成27年9月16日（水）から平成27年11月30日（月）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名義等
七十七銀行	県庁支店 (206)	普通預金 0100897	社会福祉法人 宮城県共同募金会 会長 樋口 稔夫 (ヒグチ トシオ)

※ 当該金融機関の本店・支店からの振込手数料は、無料となります。

※ ATM及びインターネットバンキングを利用しての振込みは、手数料がかかります。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、宮城県へ拠出し、宮城県が設置する義援金配分委員会で決定され、被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。各金融機関等での振込金受領書又は本会発行の領収書をもって税法上の優遇措置対象となります。

(税の軽減を受けるためには、義援金の領収書の添付など所定の手続きが必要です。)

7 領収書の発行

義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を受けるために領収書を希望する場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ当会へ送付してください。後日領収書を発行いたします。

8 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、平成27年9月16日施行です。

お問い合わせ先
宮城県仙台市若林区新寺1丁目4-28
宮城県共同募金会 TEL 022-292-5001